

『一般社団法人 国際風水科学協会』(ISF)会員規約 (2021.4.1 改定)

一般社団法人 国際風水科学協会(以下「当協会」といいます)は、『風水環境科学』を普及・啓蒙することを通じて、住宅環境及び職場環境等の住環境(以下「住環境」といいます)を改善し、相対的(経済的・身体的・精神的・社会的)な幸福と健康を促進・実現し、社会全体の幸福と繁栄に寄与することを目的としています。

前記目的を実現するために、住環境面を改善する役割を担う「風水環境科学」の専門家である当協会の会員(以下、「ISF 会員」といいます。)を継続的に育成するために資格制度を実施し、ISF 会員を対象に様々なサービスを提供するとともに、その運営を当協会が行います。

本規約は、当協会の入退会の手続、ISF 会員へ提供するサービスとその利用条件、資格、倫理、業務に関する遵守事項及び懲戒等、ISF 会員について必要な事項を規定したものです。尚、本規約上に記載されている金額は、消費税および地方消費税を含みます。

第1条(定義)

1. 「風水環境科学」とは、伝承的技術体系である「風水術」と最新の「自然科学」の研究成果を統合することによって生まれた、住環境改善のための技術体系をいいます。
2. 『風水鑑定士&カウンセラー』とは、株式会社エンライトメントハート・コーポレーション(以下、「EHC」といいます。)が実施した『(初級・2級)風水鑑定士養成講座』並びに『風水カウンセラー養成講座』又は、『風水鑑定士&カウンセラー養成講座』の各講座の全課程を修了した後、所定の試験に合格し、第13条(資格更新)の定めに従い資格を保持している ISF 会員をいいます。

第2条(規約の範囲)

本規約の他に「個人情報保護方針」等、別途定める ISF 会員に関する決まり事や告知・通知等は、本規約の一部を構成します

第3条(会員)

ISF 会員には、資格会員及び一般会員があります。
会員の種別の詳細については、以下のとおりです。

- (1) 一般会員: EHC が実施した、『(初級・2級)風水鑑定士養成講座』並びに『風水カウンセラー養成講座』又は、『風水鑑定士&カウンセラー養成講座』の受講者であり当協会の目的に賛同して入会する者。
- (2) 資格会員: 一般会員の要件を満たす者で、資格試験に合格した者。

第4条(入会の申込み)

1. 入会希望者は、当協会ホームページより、申込みをすることができます。申込みを受付ける際、当協会は、申込者に所定の資料の提出を求めることがあります。申込者がこれに応じない場合、当協会は入会を承諾しないことがあります。入会手続きをした申込者は、本規約の内容を理解のうえ、規約に定める条件に従うことに同意したものと致します。

当協会ホームページからの入会申し込みが出来ない方は、当協会へ申し出をいただき、申込みをすることが出来ます。

2. 申込者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当協会は入会を承諾しないことがあります。

(1) 申込時の届出事項に、虚偽又はこれに準じた不正確な内容が含まれていることが判明したとき。

(2) 第3条(会員)に定める会員の要件を満たしていないことが判明したとき。

(3) その他、当協会が合理的事由により、会員として認めることが不適切であると判断したとき。

第5条(会費の負担)

ISF 会員は、月額 1,100 円(税込)の会費(以下「月会費という」)を納めるものとします。

① 会費の支払い開始: 申込登録月の翌月から既定の月会費の支払いが開始されます。

② 退会に伴う月会費の請求停止: 退会月の前月末までに退会手続きを完了いただいた場合、退会月の翌月から月会費の支払いが停止されます。

第6条(消費税)

法令の改正により消費税率が変更された場合は、消費税率が変更された日に属する月の月会費の支払いより税率を変更して支払いとなります。

第7条(会員の権利)

1. ISF 会員は、次の会員サービスを受けることができます。

① 風水・建築医学アカデミー (月 1 回: 有料)

② 風水動画配信(月 2~4 回)

③ 風水グッズ優待価格販売(2 割引)

※風水グッズ: 水晶ボール、風水アロマ

④ 資格証の発行(資格試験合格者のみ / デジタル)

⑤ 国際風水科学協会会員専用名刺の発行(資格試験合格者のみ / デジタル・通常名刺)

⑥ メールマガジン(月 1 回~)

2. 会員サービスは、内容を充実させるため、変更される場合もあります。

3. 資格会員の有効期限は、入会された年の 4 月から 3 年後の 3 月末までとします。

第8条(変更の届出)

ISF 会員は、届出内容(氏名、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、その他届出事項など)に変更があった場合には、速やかに当協会に届出るものとします。当該届出がない場合は、当協会からの告知・通知が受領できないことにより、会員サービスの提供を受けられない場合があります。

第9条(退会)

当協会を退会する場合には、当協会への連絡をもって退会することになります。
退会の際、支払われた月会費の精算や返金はできませんのでご理解ご了承願います。

第10条(会員の個人情報)

1. ISF 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス、月会費のお支払情報など)はプライバシー保護のため ISF 全会員がその取扱いには十分注意し、ISF 会員以外の第三者に当協会が保有する個人情報を譲渡もしくは売却し、又はその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表することはできません。
2. 当協会は、当協会が保有する ISF 会員の個人情報に関して適用される法則を順守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱います。

第11条(会員の義務)

ISF 会員は、本規約及び法令を遵守するものとします。

第12条(著作権等の保護)

1. ISF 会員は、ISF 会員へのサービスにより提供される、当協会が有する著作物についての著作権、商標権及びその他一切の権利が当協会に帰属することを認め、これらの権利を侵害する行為を行わないものとします。
2. ISF 会員は、ISF 会員へのサービスで使用される『松永修岳』『風水環境科学研究所』『風水環境科学』『国際風水科学協会』『風水住宅』『建築医学』『ラックマネジメント』『ラックマネジメント・フォーラム』『エンライトメントハート・コーポレーション』『EHC』等の名称、及び標章(以下、前項に定める著作物あわせて「サービス著作物等」といいます)についての著作権、商標権及びその他一切の権利が当協会に帰属することを認め、これらの権利を侵害する行為を行わないものとします。
3. ISF 会員は、当協会が許諾した場合を除いて、サービス著作物等を著作権法で認められた私的使用の範囲内でのみ利用するものとし、私的使用の範囲を超える複製、販売、貸与、出版、放送及びインターネット・ホームページ上での掲載など公衆通信のための利用を行わないものとします。また、有償、無償を問わず再販売、サブライセンス等の形態により、第三者が利用することはできません。

第13条(会員資格の喪失)

当協会は、ISF 会員が本規約に違反した場合の他、以下のいずれかの事由に該当する場合(以下、あわせて「会員資格喪失事由」といいます)には、当該 ISF 会員に対して 30 日以内の是正期間を設け、書面によって催告します。当該期間内において会員資格喪失事由が是正されなかった場合には、直ちに当該 ISF 会員資格を喪失させることができるものとします。また、会員資格喪失事由が他の ISF 会員や当協会に損害を与えることを目的とした悪質行為と当協会が判断した場合には、当該 ISF 会員に対して事前に何等の通知又は催告をすることなく、会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) 月会費の支払いが、支払い期限を 3 か月以上遅れた場合。
- (2) 当協会の著作権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為があったとき。

- (3) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、第三者を差別もしくは誹謗中傷する行為、第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれがある行為があったとき。
- (4) 第三者に対して、当協会とは関係のない商品・サービス・団体等について、当協会の松永修岳理事長及び各理事、当協会、当協会関連企業とあたかも関係があるかのような印象を与えるなど誤解を招く行為、又はそのおそれがある行為があったとき。
- (5) 当協会の運營業務に著しく支障をきたすような妨害行為があったとき。
- (6) 公序良俗に違反する行為など、法令に違反する行為があったとき。
- (7) 前各号の他、当協会が ISF 会員として不適格であると判断した場合。

第14条(資格の更新)

1. 資格会員は、『風水環境科学』の知識と技能の維持と向上のため、資格の取得又は更新のときから3年毎に、次項ないし第4項の定めに従い資格の更新に必要な手続を行うものとします。所定の期間内に更新することができなかつた資格会員は、資格の更新手続が完了するまでの間、第3条(会員)の一般会員へ自動的に移行するものとします。
2. 資格会員は、当協会が実施する更新講習の受講もしくは課題試験の合格により、資格を更新することができます。
3. 前項の講習の受講もしくは課題試験の合格による更新手続の実施方法及び実施時期については、当協会が更新方法・更新時期を定め実施するものとし、該当する ISF 会員に対し、第18条(告知)の定めに従い告知されます。
4. 資格の更新を希望する ISF 会員は、更新手続の申込みにあたり、更新手数料として金11,000円(税込)を当協会へ支払うものとします。
なお、一旦支払われた更新手数料は、理由に関わらず払戻しすることはできません。

第15条(資格証の発行)

当協会は、資格会員に対し資格証を発行します。資格証の有効期限は、発行から3年間とします。また、資格会員は、資格の標章を当協会が別に定める条件のもと使用することができます。

第16条(会員の倫理)

1. ISF 会員が顧客から住環境に関する相談・業務等を受け、適切な業務を行うことに不安を感じた場合は、速やかに当協会へ連絡し、相談願います。
2. ISF 会員は、遵法精神に基づき、適正かつ公平に、業務をおこなうものとします。
3. ISF 会員は、『風水環境科学』について常に専門知識及び技能の研鑽、更には倫理意識の向上に努め、社会的責任をもち、専門家としての誇りをもち、誠実に業務をおこなうものとします。
4. ISF 会員は、業務上知り得た顧客の個人情報の保護に努め、節度ある行動をとるものとします。
5. ISF 会員は、顧客の個人情報を保護することを責務とし、個人情報を適切に取り扱うものとします。
6. ISF 会員は、故意に誤解や錯覚を招く方法で顧客を勧誘してはなりません。
7. ISF 会員は、自らの考えがあたかも当協会の見解を代弁しているような印象を顧客に与えないものとします。

8. ISF 会員は、自らの業務についてあたかも当協会が責任をもつかのような印象を顧客に与えてはならず、自らの業務は自己の責任においておこなうことを自覚し、顧客に対してその旨を伝えるものとします。
9. ISF 会員は、当協会の信用並びに名誉を傷つけるような言動、行為等をしないものとします。
10. ISF 会員は、公的な資格・認可が必要とされる業務(例:不動産鑑定士が行う不動産の鑑定評価、宅地建物取引主任者が行う不動産の契約に関する重要事項の説明等の法的独占業務)については、法の定める公的な資格・認可を得ることなく、かかる業務を行わないものとします
11. ISF 会員は、本規約を誠実に遵守し、当協会の発展並びに他の ISF 会員との協調に努めるものとします。

第17条(業務基準規程)

ISF 会員は、資格に関する業務を行う場合、信義誠実に業務を履行するものとします。また、顧客に対して造作を伴うリフォーム業務等が発生する場合、必要に応じて事前に当協会に連絡し、相談をするものとします。

第18条(資格の喪失)

当協会は、資格会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、資格を喪失させることができます。

- (1) 後見、保佐、補助開始の審判を受けたとき。
- (2) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (3) 禁固以上の刑の執行を終わり、または刑の執行を猶予された日から5年を経過していない場合。
- (4) 破産者で復権を得ない者。
- (5) 過去に松永修岳理事長の運営する会から除名処分を受けている場合。
- (6) いかなる事由を問わず当協会を退会したとき。
- (7) 社会道徳、商慣習などの常識的な規範を守ることが困難であると当協会が判断したとき。
- (8) 第12条(会員資格の喪失)に定める会員資格喪失事由に該当したとき。
- (9) 以上の事由以外でも、著しく資格会員として不適格であると認定したとき。

第19条(告知)

当協会の告知は、原則としてメール及び当協会のホームページへの掲載で行うものとします。メールで行えないものは書面の送付にて行うものとします。

第20条(規約の変更)

当協会は、本規約を必要に応じて随時改定できるものとします。また、当該改定後の規約は、第18条(告知)に定める方法により ISF 会員へ告知するものとします。

第21条(会員の責任)

1. ISF 会員は、自らの業務について独立してその業務をおこない、自ら責任を負うものとします。
2. ISF 会員は、本規約の違反や ISF 会員の業務に起因して、当協会または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

3. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、ISF 会員は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

第21条(サービス提供の終了)

当協会は、運営上やむを得ない場合、ISF 会員に事前通知をした上で、会員サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。

第22条(当協会の義務)

1. 当協会の義務は ISF 会員への当協会の定める会員サービスの提供に限定されます。
2. 当協会は、故意または重過失による場合を除いて、ISF 会員の業務や会員サービスの利用により発生した ISF 会員の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)に対し、一切の責任を負わないものとします。

第23条(準拠法と専属的合意管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

附 則

1. 本規約は、2007年5月1日から実施します。
2. 2012年4月10日一部を改定したので、改定後の規約を同日から実施します。
3. 2021年4月 1日一部を改定したので、改定後の規約を同日から実施します。